

# ■ 伊勢市建築物耐震改修促進計画概要版

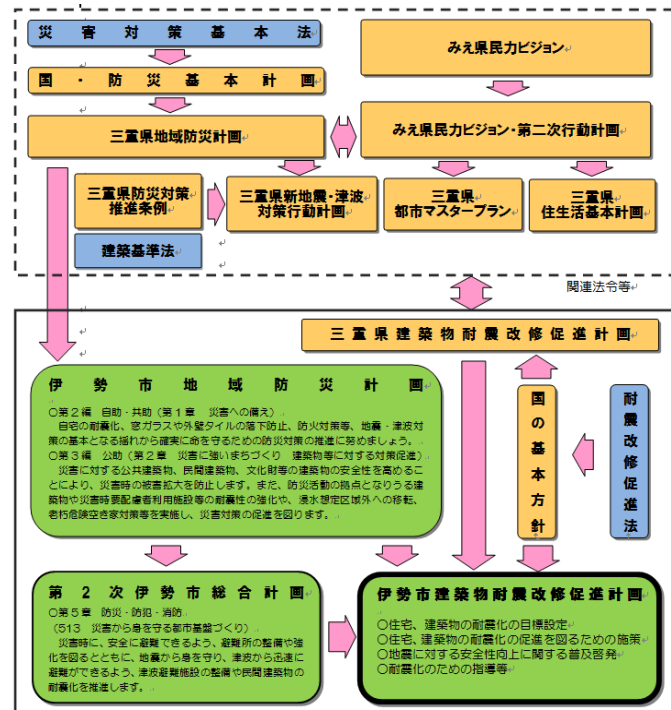
## 1 計画策定の背景

平成 20 年 6 月に策定した現在の伊勢市耐震改修促進計画の計画期間が、平成 27 年度末までであることから、平成 28 年度当初から運用します。

なお、改定にあたっては以下の背景をふまえ、計画の策定を行います。

- 東日本大震災等、大規模地震の発生
- 南海トラフ地震等の発生の切迫性
- 国中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）」
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）の改正

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画の目的等

### (1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、伊勢市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

- ① 対象区域：伊勢市全域
- ② 計画期間：平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 5 年間
- ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された<sup>(※)</sup>住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

## 4 基本的な取組方針

### ① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

### ② 伊勢市の支援

伊勢市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断や補強設計補助、耐震改修補助、除却補助、耐震シェルター設置補助など建物所有者等の主体的な取組を支援するための環境整備や情報提供等を行うものとしします。

### ③ 関係者との連携

伊勢市、三重県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとしします。

## 5 計画の目標

### (1) 住宅の耐震化の目標

昭和 55 年以前建築の住宅戸数は、平成 25 年度末時点で 15,650 戸あり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は 9,624 戸で、空き家等居住世帯のない住宅を除く「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は 61.5%と推計されます。

三重県が、上記の割合を平成 32 年度末までに 53%となるよう新たな指標を定めたことから、伊勢市も同様に新たな指標として定めることとします。

なお、国が定めた耐震化の目標は平成 32 年度末までに 95%となっていますが、耐震補強補助戸数や既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成 32 年度末時点を推計すると、住宅総数は 50,806 戸、耐震性のある住宅は 5,928 戸となり、耐震化率は 86.4%（三重県全体では 85.4%）になると推計されます。

### (2) 建築物の耐震化の目標

#### ① 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物（学校、病院等で 3 階以上かつ 1,000 m<sup>2</sup>以上等）については、平成 26 年度末時点で、ほぼ 100%の耐震化率となっていますが、引き続き建築物の適切な維持管理に努めていきます。

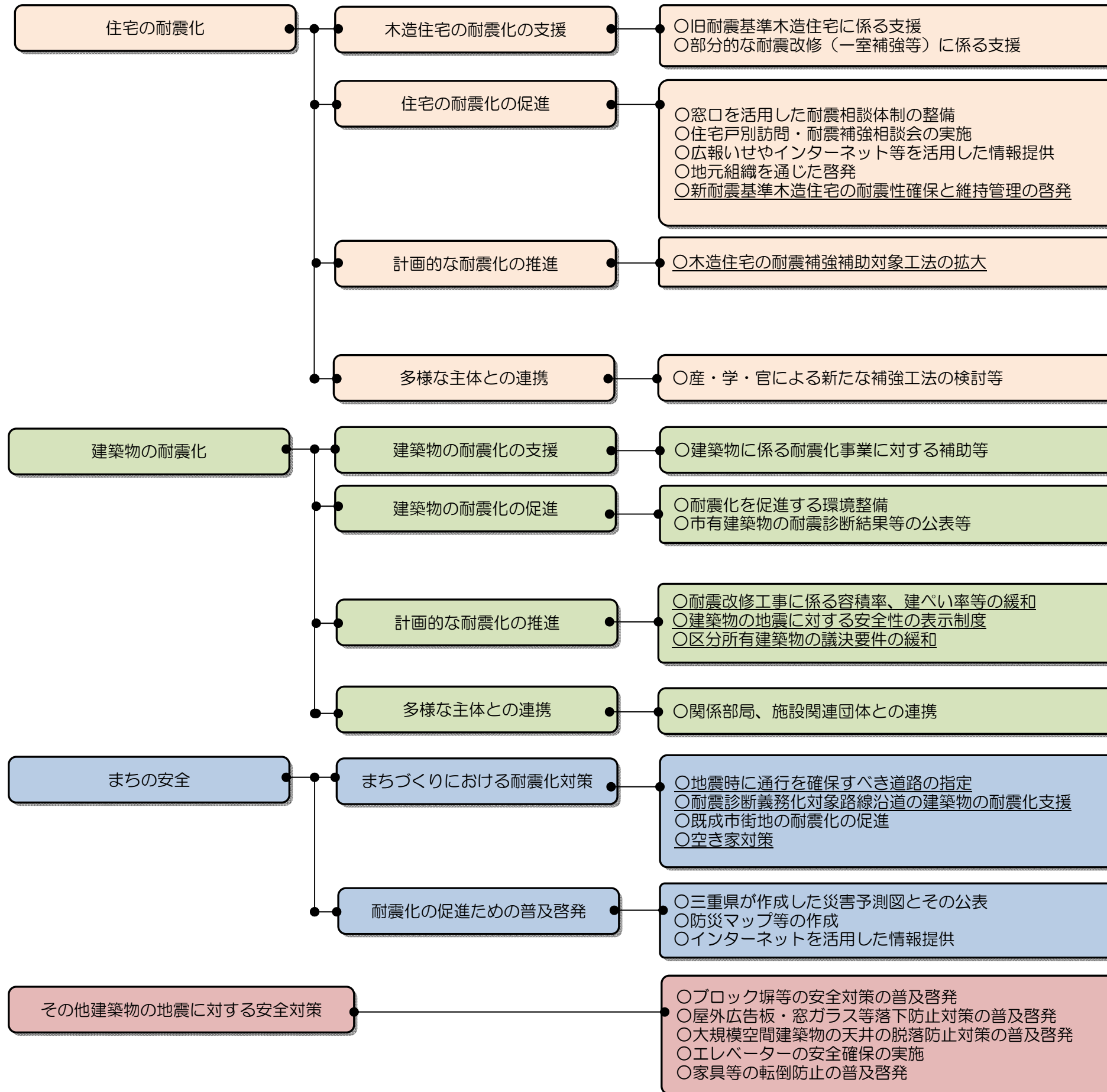
#### ② 民間建築物の耐震化の目標

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である分類 A 及び分類 B について、耐震化率 95%（平成 26 年度末時点では約 81%。三重県全体では約 86%）を目標とします。

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)	I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)	体育館
C	A、B 類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舎・下宿 ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II 以外の建築物(付属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業店舗、工場、自動車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。  
※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-II とします。

## 6 住宅・建築物の耐震化のための施策



※ 下線の施策は今回の改定において追加した施策を示します。

## 7 伊勢市建築物耐震改修促進計画の改定

耐震改修促進法において、市町においても「耐震改修促進計画」の策定に努めるものとされています。

伊勢市では、甚大な被害をもたらすと予想される、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生が切迫していることから、三重県や関係団体、建物所有者等と連携し、より一層、耐震化の促進に向けた取組みを進めていきます。

そのため、本計画は三重県が定めた三重県建築物耐震改修促進計画を上位計画とし、伊勢市地域防災計画や第二次伊勢市総合計画等との整合を図り、平成28年度当初から平成32年度までを計画期間として改定します。

### （参考）主な補助制度の概要

#### ■木造住宅耐震診断等事業

・昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅を対象に無料の耐震診断を実施します。

#### ■木造住宅耐震補強補助事業

・耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅を対象に地震に対して強くする耐震補強工事（診断評点0.7未満を1.0以上とする）を行う場合に補助を行います。

・耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅の除却工事を行う場合に補助を行います。

#### ■ブロック塀等撤去事業

・地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、道路等に面しているブロック塀等を撤去する場合に補助を行います。

#### ■大規模建築物耐震対策促進事業

（大規模建築物耐震改修事業費補助金）

・耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物の耐震改修補助を行います。

- ① 災害時に避難所として活用される建築物
- ② 災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物

#### ■避難路沿道建築物耐震対策促進事業

（避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金）

・耐震診断義務化対象路線沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に着工した建築物に対する耐震診断補助を行います。